

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第12号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則等の一部を改正する規則

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第1条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年香川県規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第3条関係) 1～35 略 36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類 (1)～(5) 略 (6) 政令第131条の2第2項及び第3項、 <u>第137条の12第6項及び第7項並びに第137条の16第2号の規定による認定の申請に係る書類</u> (7) 略	別表第2(第3条関係) 1～35 略 36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 政令第131条の2第2項及び第3項並びに政令第137条の16第2号の規定による認定の申請に係る書類 (7) 略

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則(平成20年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(確認申請手数料等の免除又は減額) 第7条 略	(確認申請手数料等の免除又は減額) 第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。

(1) 略

(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで（これらの規定のただし書に限る。）及び第16項、第51条ただし書、第52条第6項第3号、第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項から第4項まで、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、令第137条の12第6項及び第7項並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、570の2の項、570の3の項、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部512の項から570の3の項まで（515の2の項及び515の3の項を除く。）に規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を施行規則で定める様式による申請書若しくは通知書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合又は香川県証紙によらないで納付

(1) 略

(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで（これらの規定のただし書に限る。）及び第16項、第51条ただし書、第52条第6項第3号、第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項から第4項まで、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部512の項から570の項まで（515の2の項及び515の3の項を除く。）に規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

する場合は、この限りでない。

(中間検査申請書等に添付する書類)

第12条 略

2 略

- (1) 略
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条の軽微な変更¹に該当する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第9号様式の2）
- (3) 略

別表（第11条関係）

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1～16 略			
17	条例第22条の規定が適用される建築物	略	
		耐火構造等の構造詳細図	特定主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	略		
	令第5章第2節の規定が適用される建築物	略	耐火構造等の構造詳細図
	略		
18～21 略			

(中間検査申請書等に添付する書類)

第12条 略

2 施行規則第4条第1項第6号（施行規則第4条の4の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 略
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条の軽微な変更¹に該当する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第9号様式の2）
- (3) 略

別表（第11条関係）

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1～16 略			
17	条例第22条の規定が適用される建築物	略	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	略		
	令第5章第2節の規定が適用される建築物	略	耐火構造等の構造詳細図
	略		
18～21 略			

第9号様式の2（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更
説明書

（第1面）

年 月 日

香川県建築主事 殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当する変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合判定年月日・番号	
4	変更の内容	
	<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く。）	
5	備考	
注意	1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。 2 4 変更の内容において、Aにチェックした場合には第2面に、Bにチェックした場合には第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受 付 欄

（第2面）

略

（第3面）

略

（第3面 別紙）

略

第9号様式の2（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更
説明書

（第1面）

年 月 日

香川県建築主事 殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当する変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合判定年月日・番号	
4	変更の内容	
	<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く。）	
5	備考	
注意	1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。 2 4 変更の内容において、Aにチェックした場合には第2面に、Bにチェックした場合には第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受 付 欄

（第2面）

略

（第3面）

略

（第3面 別紙）

略

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成20年香川県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(構造計算適合性判定等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合</u> 同条第6項の適合判定通知書又はその写し</p>	<p>(構造計算適合性判定等)</p> <p>第4条 前条の規定による申出を行う者は、適合通知を受けようとする特定建築物の建築等の計画が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書面を施行規則第8条の申請書に添えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合</u> 同条第6項の適合判定通知書又はその写し</p>

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成24年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請書に添えるべき図書)</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(低炭素建築物新築等計画が住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。)</u>が作成した法第54条第1項各号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下「適合証」という。)の交付を受けている場合における当該適合証とする。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料納付票)</p> <p>第11条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2</p>	<p>(認定申請書に添えるべき図書)</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(低炭素建築物新築等計画が住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。)</u>が作成した法第54条第1項各号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下「適合証」という。)の交付を受けている場合における当該適合証とする。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料納付票)</p> <p>第11条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2</p>

の項及び576の3の項に規定する手数料を納付する者は、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料納付票（第7号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式による申請書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

の項及び576の3の項に規定する手数料を納付する者は、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料納付票（第7号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正）

第5条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明）</p> <p>第4条 省令第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第11条の軽微変更該当証明申請書（第2号様式）に省令第1条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省令第11条の規定により知事が交付する書面は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第11条の軽微変更該当証明書（第3号様式）によるものとする。</p> <p>（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明）</p> <p>第11条 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条の軽微変更該当証明申請書（第8号様式）に省令第23条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければなら</p>	<p style="text-align: center;"><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明）</p> <p>第4条 省令第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第11条の軽微変更該当証明申請書（第2号様式）に省令第1条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省令第11条の規定により知事が交付する書面は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第11条の軽微変更該当証明書（第3号様式）によるものとする。</p> <p>（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明）</p> <p>第11条 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第29条の軽微変更該当証明申請書（第8号様式）に省令第23条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければなら</p>

らない。

2 省令第29条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書（第9号様式）によるものとする。

（工事完了の報告）

第12条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第10号様式）に認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われたことが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

（工事の取りやめ）

第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第13号様式）に省令第25条第2項の通知書（法第36条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて、知事に届け出なければならない。

（手数料納付票）

第18条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の頂から576の7の項までに規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料納付票（第16号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式による申請書又は計画書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

ない。

2 省令第29条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書（第9号様式）によるものとする。

（工事完了の報告）

第12条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第10号様式）に認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われたことが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

（工事の取りやめ）

第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第13号様式）に省令第25条第2項の通知書（法第36条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて、知事に届け出なければならない。

（手数料納付票）

第18条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の頂から576の7の項までに規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料納付票（第16号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

第1号様式（第3条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能確保計画提出取下届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を取り下げるので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出年月日

年 月 日

2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

第1号様式（第3条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能確保計画提出取下届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を取り下げるので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出年月日

年 月 日

2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

第2号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

（第1面）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
第11条の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注意 第2面から第5面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第2号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

（第1面）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
第11条の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注意 第2面から第5面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第3号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

第11条の軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事 印

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第3号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

第11条の軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事 印

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第4号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定建築物状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の通知年月日

年 月 日

3 建築物の位置

4 報告の内容

第4号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定建築物状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の通知年月日

年 月 日

3 建築物の位置

4 報告の内容

第5号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物の建築に関する届出年月日

年 月 日

2 届出に係る建築物の位置

3 報告の内容

第5号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条の規定により次のとおり報告します。

記

1 建築物の建築に関する届出年月日

年 月 日

2 届出に係る建築物の位置

3 報告の内容

第6号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

認定申請取下届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次の認定（変更認定）の申請を取り下げるので、建築物のエネルギー消費性能の向上
等に関する法律施行細則第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置

第6号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

認定申請取下届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次の認定（変更認定）の申請を取り下げるので、建築物のエネルギー消費性能の向上
に関する法律施行細則第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置

第7号様式（第10条関係）

（日本産業規格A列4番）

認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

次の認定（変更認定）の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（第36条第1項）の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第10条の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 認定（変更認定）をしない理由

第7号様式（第10条関係）

（日本産業規格A列4番）

認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

次の認定（変更認定）の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（第36条第1項）の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第10条の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 認定（変更認定）をしない理由

第 8 号様式（第11条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

（第 1 面）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
第29条の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同令第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 認定通知書番号 第 号
- 2 認定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 認定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注意 第 2 面から第 6 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第33の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 8 号様式（第11条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

（第 1 面）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
第29条の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同令第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 認定通知書番号 第 号
- 2 認定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 認定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注意 第 2 面から第 6 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第33の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第9号様式（第11条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第29条の軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事 印

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第9号様式（第11条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

第29条の軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事 印

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第10号様式（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上の
ための建築物の新築等の工事を完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に
関する法律施行細則第12条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

第10号様式（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための
建築物の新築等の工事を完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法
律施行細則第12条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

第11号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上の
ための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律施行細則第13条第1項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

第11号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための
建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行
細則第13条第1項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

第12号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第13条第2項の規定により
次のとおり報告します。

記

- 1 基準適合認定建築物の認定番号
第 号
- 2 基準適合認定建築物の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

第12号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条第2項の規定により次
のとおり報告します。

記

- 1 基準適合認定建築物の認定番号
第 号
- 2 基準適合認定建築物の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

第13号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）

工 事 取 り や め 届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上の
ための建築物の新築等の工事を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律施行細則第14条の規定により次のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

第13号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）

工 事 取 り や め 届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための
建築物の新築等の工事を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律施行細則第14条の規定により次のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

第14号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定により同法第35条第1項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条第1項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定を取り消す理由

第14号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定により同法第35条第1項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条第1項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定を取り消す理由

第15号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定により同法第41条第2項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号

第 号

2 基準適合認定建築物の認定年月日

年 月 日

3 認定を取り消す理由

第15号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条の規定により同法第41条第2項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号

第 号

2 基準適合認定建築物の認定年月日

年 月 日

3 認定を取り消す理由

第16号様式（第18条関係）
（表面）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る
手数料納付票

申請者氏名			
手数料金額		※受付年月日	
		※受付番号	
※計画通知受付番号			

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

注意 1 ※欄は、記入しないでください。
2 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。

（裏面） 略

第16号様式（第18条関係）
（表面）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る
手数料納付票

申請者氏名			
手数料金額		※受付年月日	
		※受付番号	
※計画通知受付番号			

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

注意 1 ※欄は、記入しないでください。
2 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。

（裏面） 略

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条及び第5条の規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。